

第5期愛知県障害福祉計画の骨子案の項目別記載事項（案）

第1章 計画策定の趣旨

【記載事項（案）】

計画の目的や根拠、経緯等について記載する。

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

【記載事項（案）】

計画の基本理念を記載する。

なお、第4期計画の基本理念「地域共生社会の実現」を踏襲する。

＜第4期計画（抜粋）＞

全ての県民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重され、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会の実現を基本理念とする

2 計画の基本的考え方

【記載事項（案）】

計画の基本的な考え方を記載する。

なお、第4期計画における「計画の基本的考え方」である①～⑤に加え、国の基本指針に即して、障害児福祉計画に係る事項として⑥を追加する。

- ① 県内のどこでも必要な訪問系サービスが受けられるようにします
- ② 希望する人が日中活動系サービスを受けられるようにします
- ③ グループホーム等の充実を図り、施設入所等から地域生活への移行を推進します
- ④ 福祉施設から一般就労への移行を推進します
- ⑤ 障害のある人が安心して暮らしていける支援システムづくりを進めます
- ⑥ 障害児本人の最善の利益を考慮しながら、障害児の健やかな育成を支援します **新規**

3 計画期間

【記載事項（案）】

計画の計画期間を記載する。

なお、国の基本指針に即して、平成30年度から平成32年度までの3年間とする。

4 計画の位置づけ **新規**

【記載事項（案）】

「第5期愛知県障害福祉計画」は、以下の2つの法定計画として位置づける。

- ① 障害者総合支援法第89条第1項に基づく、都道府県障害福祉計画（第5期）
- ② 児童福祉法第33条の22第1項に基づく、都道府県障害児福祉計画（第1期）

5 市町村との連携

【記載事項（案）】

国の基本指針に即して、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の計画的な整備に向けた市町村との連携について記載する。

6 区域の設定

【記載事項（案）】

国の基本指針に即して、区域（障害保健福祉圏域）を設定する。

＜現在調整中＞

第4期計画では、福祉と保健・医療の連携の観点から、二次医療圏及び老人福祉圏域と同一の12の障害保健福祉圏域を設定していたところ、平成30年度からの次期地域保健医療計画では、二次医療圏について、名古屋医療圏と尾張中部医療圏を統合の上、当該計画の策定を進めていくこととしている。

引き続き、福祉と医療・介護が適切に連携し、一体的に支援する体制（環境）の整備を図る必要があるため、両圏域を統合することについて、現在、関係市町と調整中であり、同意が得られれば、11の障害保健福祉圏域として、計画の策定を進めることとしたい。

※ただし、これまで別の圏域として、それぞれの圏域単位で事業・取組を進めているとともに、障害福祉サービスの実施主体としてそれぞれの市町の実情に応じて障害福祉施策を展開しているため、こうした従前の仕組みを維持・継続することを基本とする。

＜第5期計画における区域（障害保健福祉圏域）の設定：統合した場合で仮置き＞

圏域名	圏域に属する市町村
名古屋・尾張中部	名古屋市、清須市、北名古屋市、豊山町
海部	津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村
尾張東部	瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、長久手市、東郷町
尾張西部	一宮市、稲沢市
尾張北部	春日井市、犬山市、江南市、小牧市、岩倉市、大口町、扶桑町
知多半島	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町 南知多町、美浜町、武豊町
西三河北部	豊田市、みよし市
西三河南部東	岡崎市、幸田町
西三河南部西	碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市
東三河北部	新城市、設楽町、東栄町、豊根村
東三河南部	豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市

第3章 現状

1 人口構成

【記載事項（案）】

愛知県の総人口の推移について記載する。

2 障害者の状況

【記載事項（案）】

身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人等の状況について記載する。

なお、掲載事項としては、第4期計画の内容に加え、3障害の「年齢階層別の割合の推移」（①～17歳、②18歳～64歳、③65歳～の3区分を設定。時点は、計画策定年度の23年4月1日、26年4月1日、29年4月1日とする。）を追加する。**新規**

3 障害福祉サービス等の利用状況

【記載事項（案）】

県内の障害福祉サービスや障害児通所支援等の利用状況や事業所数について記載する。

第4章 地域生活への移行等についての成果目標の設定と取組施策

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

【国の基本指針】

(1) 地域生活移行者の増加

国の基本指針 (基本値)	28年度末時点の施設入所者の9%以上が地域生活へ移行する ※ 29年度～32年度までの4年間 ※ 第4期計画で未達成見込分があればそれを含めること。
国の基本値を本県の状況に置き換えた場合 (試算)	28年度末時点の施設入所者 (3,859人) × 9% ≒ 346人 ※ 第4期計画での未達成見込分=995人 (県試算)

(2) 施設入所者の削減

国の基本指針 (基本値)	32年度末時点の施設入所者数を、28年度末時点の施設入所者数から2%以上削減する ※ 第4期計画で未達成見込分があればそれを含めること。
国の基本値を本県の状況に置き換えた場合 (試算)	28年度末時点の施設入所者 (3,859人) × 2% ≒ 77人 ※ 第4期計画での未達成見込分=33人 (県試算)

【目標設定に関する本県の考え方 (案)】

- 地域生活移行者については、これまでの本県における地域生活への移行実績や今年度実施した「福祉施設入所者の地域生活移行に関するニーズ調査」の結果などを勘案しながら、目標の設定を行う。
- 施設入所者の削減については、国の基本指針に即して設定する。

【目標達成に向けた施策の方向性 (案)】

- 入所施設の取組の強化
- 住まいの場の確保
- 日中活動の場の確保
- 地域における理解の促進
- 障害の重度化、高齢化が進んだ方への支援
- 地域における支援体制の強化 (相談支援体制の充実、地域生活支援拠点等の整備促進等)

<参考：第4期計画における目標設定と進捗状況>

国の基本指針に即して、以下のとおり設定

成果目標	本県の目標値	28年度実績
(1)	<地域移行者数の増加> 25年度末から 29年度末までの地域移行者数：1,117人	<u>96人</u> (進捗率：8.6%) 26年度実績：42人 27年度実績：28人 28年度実績：26人
(2)	<施設入所者数の削減> 25年度末から 29年度末までの施設入所者削減数：158人	<u>103人</u> (進捗率：65.2%) 25年度末入所者数：3,962人 28年度末入所者数：3,859人

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 内容を一新

【国の基本指針】

(1) 障害保健福祉圏域ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置 新規

国の基本指針 (基本値)	32年度末までに、全ての障害保健福祉圏域ごとに、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置する ※この際、都道府県ごとに、協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することが望ましい
-----------------	--

(2) 市町村ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置 新規

国の基本指針 (基本値)	32年度末までに、全ての市町村ごとに、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置する ※市町村単独での設置が困難な場合は、複数市町村による設置でも可
-----------------	---

(3) 精神病床における1年以上長期入院患者 新規

国の基本指針 (基本値)	国の算定式を用いて、平成32年度末時点の精神病床における65歳以上及び65歳未満の1年以上長期入院患者数を設定する
国の基本値を本県の状況に置き換えた場合 (試算)	5,776人(65歳以上:2,772人、65歳未満:3,004人) ※平成26年における長期入院患者数7,011人(患者調査に基づく推計値)

(4) 精神病床における早期退院率の向上 ②のみ新規

国の基本指針 (基本値)	① 32年度における入院後3か月時点の退院率：69%
	② 32年度における入院後6か月時点の退院率：84%
	③ 32年度における入院後1年時点の退院率：90%

【目標設定に関する本県の考え方(案)】

国の基本指針に即して設定する。

【目標達成に向けた施策の方向性(案)】

- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の推進
(コア機関チームの養成、県単位の協議の場「地域移行・地域定着支援連携推進会議」の設置等)
- 地域生活移行に向けた支援(保健所のコーディネート機能の強化、ピアサポーターの活用等)
- 地域定着に向けた支援(精神障害者アウトリーチ(訪問支援)の充実等)
- 住まいの場の確保
- 日中活動の場の確保
- 地域における理解の促進

<参考：第4期計画における目標設定と進捗状況>

国の基本指針に即して、以下のとおり設定

成果目標	本県の目標値	28年度実績(暫定値)
(1)	29年度における入院後3か月経過時点の退院率：64%	<u>63.0%</u>
(2)	29年度における入院後1年経過時点の退院率：91%	<u>91.4%</u>
(3)	29年6月末時点における長期在院者数の24年6月末時点からの減少率：▲18%	<u>▲6.4%</u>

3 地域生活支援拠点等の整備

【国の基本指針】

国の基本指針 (基本値)	32年度末までに、地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制）を各市町村又は各障害保健福祉圏域に少なくとも1つ整備する
-----------------	---

【目標設定に関する本県の考え方（案）】

国の基本指針を基本としつつ、整備主体である市町村の意向を踏まえながら設定する。

【目標達成に向けた施策の方向性（案）】

- 圏域ごとに設置した地域アドバイザーを活用した情報収集・情報提供による市町村支援

<参考：第4期計画における目標設定と進捗状況>

国の基本指針に即して、以下のとおり設定

本県の目標値	28年度実績
29年度末までに、地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制）を各市町村又は各障害保健福祉圏域に少なくとも1つ整備する	2か所 (名古屋市・豊橋市)

4 福祉施設から一般就労への移行等

【国の基本指針】

(1) 一般就労移行者の増加

国の基本指針 (基本値)	32年度の年間一般就労移行者数を、28年度の年間一般就労移行者数の1.5倍以上とする ※ 第4期計画で未達成見込分があればそれを含めること。
国の基本値を本県の状況に置き換えた場合 (試算)	28年度の年間一般就労移行者(948人) × 1.5倍 = 1,422人 ※ 第4期計画での未達成見込分=159人(県試算)

(2) 就労移行支援事業の利用者の増加

国の基本指針 (基本値)	32年度末の就労移行支援事業の利用者数を、28年度末の就労移行支援事業の利用者数から2割以上増加させる ※ 第4期計画で未達成見込分があればそれを含めること。
国の基本値を本県の状況に置き換えた場合 (試算)	28年度末の就労移行支援事業利用者数(1,702人) × 1.2倍 = 2,042人 ※ 第4期計画での未達成見込分=434人(県試算)

(3) 就労移行率の向上

国の基本指針 (基本値)	32年度末までに、就労移行率3割を達成する就労移行支援事業所を全体の5割以上とする
-----------------	---

(4) 職場定着率の向上 新規

国の基本指針 (基本値)	各年度における就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上とする
-----------------	--

【目標設定に関する本県の考え方（案）】

国の基本指針に即して設定する。

【目標達成に向けた施策の方向性（案）】

- 一般就労に向けた福祉施設の取組に対する支援
- 就労移行支援事業者の確保
- 職業能力開発支援
- 企業等に対する働きかけ・支援
- 労働関係機関の就労支援策の活用
- 職場定着支援
- 一般就労へ移行することが困難な方に対する支援等
- 特別支援学校におけるキャリア教育の推進

＜参考：第4期計画における目標設定と進捗状況＞

国の基本指針に即して、以下のとおり設定

本県の目標値	28年度実績
＜一般就労移行者の増加＞ 29年度における年間一般就労移行者数：1,178人	<u>948人</u> (進捗率：80.5%)
＜就労移行支援事業の利用者の増加＞ 29年度末における就労移行支援事業利用者数：2,374人	<u>1,702人</u> (進捗率：71.7%)
＜就労移行率の向上＞ 29年度における就労移行率3割を達成する就労移行支援事業所の割合：全体の5割	<u>4.8割</u> (進捗率：96.0%)

＜参考：職場定着率の現状＞

第5期計画からの新たな成果目標である（4）「職場定着率の向上」で、国が示す基本値8割は、全国における障害者就業・生活支援センターを利用して就職した方の就職後1年経過時点の職場定着率を参考に算出されている。

それに対応する本県の状況等は以下のとおり。

	6か月後定着率		1年後定着率	
	全国	愛知県	全国	愛知県
26年度実績	83.9%	87.5%	75.5%	81.4%
27年度実績	84.4%	90.6%	76.5%	83.1%

※全国の数値は、国の社会保障審議会障害者部会（第83回）資料より

※愛知県の数値は、愛知労働局調べ（県内12の障害者就業・生活支援センターを利用され、就職した方の定着率）

5 障害児支援の提供体制の整備等 新規

【国の基本指針】

- (1) 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実 新規

国の基本指針 (基本値)	①32年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置する ※ 市町村単独での設置が困難な場合は、障害保健福祉圏域での設置でも可
	②32年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する

- (2) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保 新規

国の基本指針 (基本値)	32年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上設置する ※ 市町村単独での設置が困難な場合は、障害保健福祉圏域での設置でも可
-----------------	---

- (3) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置 新規

国の基本指針 (基本値)	30年度末までに、各都道府県、各障害保健福祉圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携するための協議の場を設置する ※ 市町村単独での設置が困難な場合は、障害保健福祉圏域での設置でも可
-----------------	---

【目標設定に関する本県の考え方（案）】

国の基本指針に即して設定する。

【目標達成に向けた施策の方向性（案）】

- 児童発達支援センターを中心とした地域の支援体制の充実
- 重症心身障害児に対する支援体制の充実
- 医療的ケア児に対する支援体制の整備
- 愛知県心身障害者コロニーの再編整備
（「発達障害医療ネットワーク」・「重心療育ネットワーク」による支援）
- 発達障害のある子どもの支援体制の充実

<参考：関係事業所の指定状況（平成29年3月31日現在）>

○児童発達支援センター（成果目標（1）①関係）

■福祉型：県内28か所

■医療型：県内5か所

【福祉型・医療型いずれかの設置有⇒17市町/54市町村、9圏域/12圏域（設置無：海部、尾張中部、東三河北部）】

○保育所等訪問支援事業所（成果目標（1）②関係）

県内38か所

【設置有⇒22市町/54市町村、10圏域/12圏域（設置無：尾張中部、東三河北部）】

○主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所（成果目標（2）関係）

■児童発達支援事業所：県内21か所

【設置有⇒9市/54市町村、8圏域/12圏域（設置無：海部、尾張中部、尾張北部、東三河北部）】

■放課後等デイサービス事業所：県内25か所

【設置有⇒11市/54市町村、8圏域/12圏域（設置無：海部、尾張中部、東三河北部、東三河南部）】

第5章 障害福祉サービス等の見込量（活動指標）と確保策等

1 障害福祉サービス等の見込量（活動指標）と確保策

【記載事項（案）】

国の基本指針に即して、以下のサービスの必要な量の見込み等（＝活動指標）を設定するとともに、その確保策について、記載する。

なお、(1)～(5)の活動指標の設定に当たっては、国の基本指針に即して、市町村障害福祉計画における数値の積み上げを基本とする。

- (1) 訪問系サービス
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援
- (2) 日中活動系サービス
生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A・B型）、就労定着支援 **新規**、療養介護、短期入所（福祉型・医療型）
- (3) 居住系サービス
自立生活援助 **新規**、共同生活援助（グループホーム）、施設入所支援（障害者支援施設の必要入所定員）
- (4) 相談支援
計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援
- (5) 障害児支援
 - ①障害児通所支援
児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援 **新規**
 - ②障害児入所支援
福祉型・医療型障害児入所支援（障害児入所施設の必要入所定員数 **新規**）
 - ③障害児相談支援
障害児相談支援
 - ④医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数 **新規**
- (6) 子ども・子育て支援 **新規**
保育所 **新規**、認定こども園 **新規**、放課後等児童健全育成事業 **新規**
- (7) 就労支援
 - ①就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者の一般就労移行者数
 - ②障害者に対する職業訓練の受講者数 **新規**
 - ③福祉施設から公共職業安定所へ誘導する福祉施設利用者数 **新規**
 - ④福祉施設から障害者就業・生活支援センターへ誘導する福祉施設利用者数 **新規**
 - ⑤公共職業安定所の支援を受けて福祉施設から就職する者の数
- (8) 発達障害者等に対する支援 **新規**
 - ①発達障害者支援地域協議会の開催回数 **新規**
 - ②発達障害者支援センターによる相談件数 **新規**
 - ③発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数 **新規**
 - ④発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発件数 **新規**

2 障害保健福祉圏域の現状とサービス見込量（ビジョン）

【記載事項（案）】

国の基本指針に即して、以下の項目について記載していく。

- (1) 圏域単位での地域特性および課題
- (2) 32年度末までに不足するサービスの基盤整備
- (3) 各圏域の現状と今後のサービス見込量

第6章 障害福祉サービス、地域相談支援及び計画相談支援等に従事する者の確保又は資質向上並びに障害者支援施設のサービスの質の向上のために講ずる措置

1 サービス提供に係る人材の育成

【記載事項（案）】

国の基本指針に即して、人材の質的・量的確保に係る取組方策について記載する。

2 サービス提供事業者に対する第三者評価等

【記載事項（案）】

国の基本指針に即して、第三者評価の受審促進に係る取組方策について記載する。

また、障害福祉サービス等情報公表制度が創設されたことを踏まえ、本制度の周知や利活用しやすい仕組み作り、普及啓発に向けた取組方策について記載する。**新規**

第7章 県の地域生活支援事業の実施に関する事項

1 専門性の高い相談支援事業

【記載事項（案）】

国通知「地域生活支援事業に係る障害福祉計画の作成について」に即して、以下の地域生活支援事業の内容、実施に関する考え方、見込量及び当該見込量の確保のための方策等について記載する。

- (1) 発達障害者支援センター運営事業
定める見込量：実施箇所数、実利用者数
- (2) 高次脳機能障害及び関連機能障害支援普及事業
定める見込量：実施箇所数、実利用者数
- (3) 障害児等療育支援事業
定める見込量：実施箇所数
- (4) 障害者就業・生活支援センター運営事業
定める見込量：実施箇所数、実利用者数

2 広域的な支援事業

【記載事項（案）】

上記1と同じ。

- (1) 相談支援体制整備事業
定める見込量：相談支援に関するアドバイザーの実人員数
- (2) 精神障害者地域生活支援広域調整等事業
定める見込量：①精神障害者地域精神保健福祉推進協議会の開催回数
②ピアサポート従事者数
③アウトリーチチーム設置数
④災害派遣精神医療チーム（DPAT）に関する運営委員会の開催回数
- (3) 発達障害者支援地域協議会による体制整備事業 **新規**
定める見込量：発達障害者支援地域協議会の開催回数 **新規**

3 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成・派遣

【記載事項（案）】

上記1と同じ。

- (1) 手話通訳者養成研修事業
定める見込量：手話通訳者養成者数
- (2) 手話通訳者派遣事業
定める見込量：手話通訳者派遣人数
- (3) 要約筆記者養成研修事業
定める見込量：要約筆記者養成者数
- (4) 要約筆記者派遣事業
定める見込量：要約筆記者派遣件数
- (5) 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業
定める見込量：盲ろう者向け通訳・介助員養成者数
- (6) 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業
定める見込量：盲ろう者向け通訳・介助員登録人数
- (7) 意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業

4 人材育成等その他の事業

【記載事項（案）】

上記1と同じ。

- (1) 障害支援区分認定調査員等研修事業
- (2) 相談支援従事者等研修事業
定める見込量：初任者研修修了者数、現認研修修了者数
- (3) サービス管理者等研修事業
定める見込量：サービス管理責任者養成者数、児童発達支援管理責任者養成者数
- (4) 身体障害者・知的障害者相談員活動強化事業
定める見込量：研修の開催回数
- (5) 視聴覚障害者情報提供施設運営事業
- (6) 盲人ホーム事業
- (7) 障害者社会参加促進事業

第8章 その他自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するために必要な事項 **（新規）**

1 障害のある人の権利擁護

【記載事項（案）】

国の基本指針に即して、障害児者への虐待の防止を図るため、以下の取組方策等について記載する。

- (1) 障害者虐待防止・権利擁護研修の実施
- (2) サービス事業者に対する指導・監督
- (3) 市町村に対する助言・指導
- (4) 適切な苦情解決
- (5) 成年後見制度の活用等権利擁護の推進

2 意思決定支援の促進 **新規**

【記載事項（案）】

国の基本指針に即して、意思決定支援の質の向上を図るため、意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施等について記載する。

3 芸術文化活動支援による社会参加等の促進 **新規**

【記載事項（案）】

国の基本指針に即して、文化芸術活動の振興を通じて、障害のある人の社会参加や理解の促進を図るため、文化芸術活動に接する機会や発表の機会の確保の方策等について記載していく。

4 障害を理由とする差別の解消の推進 **新規**

【記載事項（案）】

国の基本指針に即して、「障害者差別解消法」及び28年4月全面施行の「愛知県障害者差別解消推進条例」に基づく、障害を理由とする差別の解消の推進に係る取組方策等について記載する。

5 手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進 **新規**

【記載事項（案）】

28年10月公布・施行の「手話言語・障害者コミュニケーション条例」に基づく、取組方針等について記載する。

6 事業所における利用者の安全確保に向けた取組や研修等の充実 **新規**

【記載事項（案）】

国の基本指針に即して、障害福祉サービス等を提供する事業所は、地域に開かれた施設であるという方向性を堅持の上、利用者の安全確保に向けた取組に関する支援の方策について記載する。

また、障害のある人が安心してサービスを利用できるよう、権利擁護を含めた職員への研修の充実や職員の処遇改善等による職場環境の改善に向けた取組の方針について記載する。

第9章 計画の推進

【記載事項（案）】

各年度における成果目標と活動指標の進捗状況を、障害者施策審議会や県障害者自立支援協議会に、十分に報告し、これらの機関での審議をPDCAサイクルに組み込み、必要があると認める場合には、計画推進のための取組、更には計画自体の変更等の措置を講ずることについて記載する。

また、国の基本指針に即して、活動指標については、新たに障害種別ごとにその進捗状況を調査していくことについて明記する。 **新規**